派遣事業でのマージン率等の公開資料

令和6年6月1日現在イーシンク株式会社

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。 (対象期間 2022年8月1日から2023年7月31日)

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

①拠点名称 大阪本社(許可番号:派27-303252)

②拠点の所在地 大阪市北区豊崎3-6-8 TOビル10F

③派遣労働者の数 2名

④派遣先の数 2件

⑤労働者派遣に関する料金額の平均額 ¥29,476(1日 8時間当たり換算)

⑥派遣労働者の賃金額の平均額 ¥20,036(1日 8時間当たり換算)

(7)マージン率 32.1%

⑧マージンに含まれる諸経費

- (1)社会保険料(雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、労災保険料) の事業主負担分
- (2) 有給休暇費用 年次有給休暇取得時にかかる賃金 (派遣先への請求は出来ません。)
- (3)会社運営経費
 - ・健康診断費用 一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
 - 募集広告費用 求人募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)
 - ・管理費用 労働者の就業に関する費用(教育訓練費・事務管理費等)
 - ・営業費用 営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
 - ・営業利益派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営

経費を差し引いた利益

- ⑨労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関して、下記の通り締結しています。
 - (1)派遣先でキッティング作業・インストラクターの業務に従事する従業員を対象に適用します。
 - (2)協定の有効期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。
- 2. 教育訓練に関する事項
 - ・情報セキュリティ教育
 - •新規採用者訓練
 - •IT技術者訓練
 - •業務実施訓練
 - ・プロジェクトマネージャー研修